

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会（第44回）

議事概要

日 時 : 2025（令和7）年9月29日（月）17:00～18:24
場 所 : オンライン会議
委 員 : 大谷和子主査、高橋賢主査代理、岡田羊祐委員、藤井威生委員、
春日教測専門委員、鎌田裕美専門委員、砂田薫専門委員、
長田三紀専門委員
事務局（総務省）: 吉田恭子総合通信基盤局電気通信事業部長、井上淳事業政策課長、
岸洋佑事業政策課調査官、木村美穂子事業政策課課長補佐、
平松寛代基盤整備促進課長、駒崎弘基盤整備促進課企画官、
隅田昂平基盤整備促進課課長補佐、望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

【大谷主査】

それでは、ただいまから第44回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会を開催いたします。

まずは事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。議事次第、資料及び参考資料を構成員の皆様には事前に送付しております。参考資料は、第42回会合におけるヒアリングに関連して、構成員の皆様から頂戴した追加質問とそれに対する発表者の御回答を書面にまとめたものでございます。適宜御参照いただけますと幸いです。

また、傍聴されている方には資料を掲載している総務省ウェブサイトをご案内しております。

以上でございます。

【大谷主査】

御説明ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、まず、「最終保障提供責務の履行の在り方等に係る検討の方向性」について、事務局からの御説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

早速ですが、1ページ目を御覧いただければと思います。こちら、今年の7月18日のユニバーサルサービス政策委員会にお出しをした資料でございますが、新しい改正法に基づきますユニバーサルサービス制度の検討が必要な事項のうち、本日は(2)と(3)の部分につきまして御説明を差し上げた上で意見交換をお願いできればということを考えているところでございます。

2ページ目を御覧いただければと思います。2ページ目から4ページ目までの3ページにわたりまして、私ども事務局のほうで考えております最終保障提供責務のイメージ、こちらを御説明してまいりたいと思います。これは有識者の先生方と認識、イメージを共有した上で各論の議論を進められればという思いで作ってございますので、まずはこのコンセプトから御説明をさせていただきます。

2ページ目、今御覧いただいております、電話の最終保障提供責務が生じてくるイメージでございますが、御案内のとおり、今、NTT東西様に対しまして電話の「あまねく提供責務」というのがNTT法に基づいて課せられております。したがって、日本全国行き着くところまで電話が提供されているという状態から新しい制度がスタートしてまいると考えております。

そこから、本日NTT東西様から公表されたところでございますが、2035年までにかけまして、メタル回線設備を縮退させていくという方針を示されておられます。縮退されていく中で、この黄色く塗ってある部分ですが、どなたも電話のサービスが提供されない、つまり、最終保障提供責務として最終保障電気通信事業者が責務を負い得る区域が徐々に出てくると。こういったイメージで電話の世界というのは捉えているところでございます。

3ページ目を御覧いただければと思います。ブロードバンドにつきましては、対照的に、現在、この薄い水色の部分にまで複数の電気通信事業者によってサービスが展開されてきているところ、今後もまだ未整備のところも含めまして拡大していく局面であるところから新しい制度がスタートすると見てございます。

したがって、この薄い緑の部分、最終保障提供責務が発生し得る区域というのが、新しい制度を施行する、およそ1年半後ぐらいを想定してございますが、すぐにでもこの緑の部分が出てくるという想定をしてございます。

もう一つ、2ページ目と3ページ目のポイントといたしまして、「特にやむを得ない理由」

というので左側、図を3つお示してございます。詳細は後ほど御説明いたしますが、ポイントとしては、最終保障提供責務を負う中でも「特にやむを得ない理由」として提供義務を負わない場合、このイメージでいうと、薄いグレーの斜線で表示している部分ですが、ここは電話であっても、ブロードバンドであっても、基本的に同じと考えてございます。今の電話のあまねく提供責務の下でも、提供しないことがやむを得ないというような場合に限定して、「特にやむを得ない理由」というのを解釈していこうと。こういうイメージを2ページ目、3ページ目でお示しをしております。

続きまして、4ページ目でございます。今回の新しい制度は、複数の電気通信事業者によって電話、ブロードバンドのユニバーサルサービスを確保していこうという基本的なコンセプトに立脚をしております。その基本的なコンセプトというのを、制度を設計する中でもしっかり反映していきたいというイメージでこの4ページ目の絵を作らせていただきました。

一番左側、上の方に区域内電気通信事業者というプレーヤーが出てまいります。これはこの電気通信事業者が業務区域をそれぞれ決めておられるということを前提に、業務区域の中で現に未提供のところがあって、そこから提供の求めがあった場合、その区域内の電気通信事業者が設備の改修を行ってもなお事業採算が取れる場合が①となります。例えばモバイル事業者が、ユニバーサルサービスを提供することになる場合に、既に基地局が整備されていて、サービスエリアになっている場所におきまして、例えばレピータを設置することなどにより、ユニバーサルサービス品質のサービスが提供される。それがなお事業採算が取れると認められる場合には、その事業者に提供していただく。こういう形で、この事業者によってユニバーサルサービスを支えていただくという絵が①であります。

次に、そういう区域内電気通信事業者がどなたもいないということが分かった場合は、最終保障電気通信事業者が最終保障提供責務を担うという世界になるわけですが、その担い方、担うための手法として②と③というのを考えたいということでもあります。

②というのは、ほかの近くの電気通信事業者、真ん中の下ほどにあります。近隣電気通信事業者の協力を得て最終保障提供責務を履行していくパターンです。現時点で想定される具体的な協力の類型を赤字のア、イ、ウで今回お示しをしております。例えば、近隣電気通信事業者が持つておられる光ファイバを貸し出してもらおう。あるいは近隣電気通信事業者の局舎内にコロケーションさせてもらおう。あるいはさらに線路敷設基盤、電柱とか管路といったものの貸出しを受ける。

このような協力を得ることによって、最終保障提供責務を履行するパターンと、一番右側の全部青で線を引いていますが、これは全て自前の設備を設置して最終保障提供責務を履行するパターンと大きく2つあると考えてございます。

その2つを比べて、コストが安く済むほうが一番効率的と考えられますので、自前で整備するよりも協力を得たほうがコストが安いという場合には、近隣電気通信事業者の協力を得るという形で最終保障提供責務を履行していただくイメージを追求していきたいと思っています。

③ですけれども、区域内電気通信事業者の方でもない、あるいは近隣電気通信事業者の協力を得る形でもない場合、自前で整備をして、最終保障提供責務を履行していただくことになり、これが最後の選択肢となります。こういうステップを踏むことによって、複数の電気通信事業者によるユニバーサルサービスの確保というのを制度上、実現及び運用してまいりたいと事務局としては考えております。

以上のコンセプトを念頭に置きつつ、これから各検討項目においての事務局の現在の検討状況を御説明してまいりたいと思います。5ページ目、御覧いただければと思います。

最終保障提供責務を履行するための最初のステップとして、台帳を作成し、この台帳を基に最終保障電気通信事業者が、役務提供確認、提供の求めがあったエリアでほかに区域内電気通信事業者がいるのか、いないのか、提供するのか、しないのかというものを確認するというプロセスがありますが、そのベースとなるのがこの台帳でございます。

この台帳をどのように作るのかということが検討項目の大きな論点となっており、5ページ目にお示しをしておりますように、電話で1つの台帳、ブロードバンドで1つの台帳を作るイメージで考えております。

まず、電話、薄い黄色のほうですけれども、固定電話という区分で一つのグループにしたいと思っております、すなわち、加入電話、光回線電話、ワイヤレス固定電話、あと、今後ユニバーサルサービスに位置付けられることを前提とすれば、モバイル網固定電話、この4つのサービスを1つのグループとして、固定電話という区分で、このいずれかが提供されればユニバーサルサービスが提供されているという整理にしたいと考えております。

なお、ここの赤い吹き出しに米印を打っておりますが、公衆電話もユニバーサルサービスとして位置付けられておりますけれども、こちらにつきましては、現実にNTT東西様のみが提供されているという実態を踏まえまして、複数の事業者がいることを前提とし

た台帳は作成しない方向で現在考えているところでございます。

この台帳を作るエリアの単位でございますが、電気通信事業者としてリストされる区域内電気通信事業者の方々の数、あるいは区域ごとにサービスの出入りがあると、それごとに事業者の届出が生じると。こういう事務の煩雑さなどのバランスを見て、私どもとしては市区町村単位で作るのが一番妥当なのではないかというのが現在の考えでございます。ブロードバンドにおきましても同様に市区町村単位で作ると。

すなわち、黄色と緑でそれぞれ1,700少しの枚数の台帳出来上がるようなイメージで受け止めてくださればと考えております。

続きまして、6ページ目でございます。先ほど申し上げました、総務省が作る台帳をベースに、最終保障電気通信事業者は、求めがあれば、その区域内にユニバーサルサービスを提供する事業者がほかにいるか、いないかということを確認するという義務が生じます。その確認のための仕組みをどうするかというのが6ページ目の論点でございますが、役務提供確認の具体的な方法につきましては、例えばどういったエリアの粒度で提供の可否を利用者にお伝えするかといったことでありますとか、実際にどのフェーズ、どこまで利用者とのやり取りが終われば、各区域内電気通信事業者との連絡に入るのかなど、運用上、詰めるべき点が多々ございます。

これを実際に最終保障提供責務の仕組みが始まるのがおよそ1年半後ですので、およそ1年半をかけて、事業者同士で調整をして仕組みをつくっていく必要があるわけですが、この具体的な方法につきまして、まさにどういったシステムをつくるのか、今申し上げたような点を含みます運用ルールの整備、こちらを目的とした事業者間の連絡調整会議を立ち上げて、私ども総務省も必要な協力を行うことで、円滑な制度整備、制度の運用開始につなげたいと、こういった方向で検討を進めてはどうかと考えてございますので、この方向性につきましても本日確認をいただければと考えてございます。

7ページ目は、今申し上げた台帳の中身に関する内容を文字にしてございますので、本日の説明としては割愛をさせていただきます。

8ページ目につきましては、先ほどの台帳にどういった内容を書くかということも文字にしてございます。①から④のとおり、氏名、連絡先、業務の出入りがあるときにそれがいつ生じるのか、といったようなことが法律上、書かれておりますが、そのほかにも記載する事項を考えておく必要があります。例えば、2つ目のポツですけれども、業務区域の減少とか休廃止に関しまして、新規の契約の受付を停止するとすれば、その日であると

か、あるいは休止であれば期間とか、こういったことも補足的に書き加えてはどうかと考えてございます。また、提供の求めを行おうとする人もこの台帳を見るということも想定しますと、やはりその方々の利用者利便ということからも、最終保障電気通信事業者の名称と連絡先を市区町村ごとに記載をしておくということも有用ではないかと考えているところでございます。

続きまして、9ページ目でございます。ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者にはユニバーサルサービスの提供義務というのが生じますし、区域内にそういうユニバーサルサービスの提供事業者がいなければ、最終保障電気通信事業者に提供責務が生じることとなります。それはどういった場合に生じるのかということにつきまして、法律上は、「正当な理由」とか、「特にやむを得ない理由」といった形で書かれておりますが、なるべくその精度、予見可能性を可能な限り高める観点から、総務省としては今後ガイドラインを含めて明確化を図ってまいりたいと考えておりまして、そのポイントをこの9ページに記載してございます。

まず、このスライドでいうと、オレンジの部分の「正当な理由」。これはユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者の提供区域内で提供の求めがあった場合に、「正当な理由」がなければ提供を拒んではならないというのは今でもあるルールでございます。真ん中に①から④と書いてございますが、現在、総務省において解釈指針として立てているのは基本的にこの4つでございます。これはあくまで例示であり、これで全てということではありません。

そのうち、特に④の「正常な企業努力にもかかわらず、需要に速やかに応ずることができない場合」というのはどういった場合なのかということにつきまして、今回の制度の趣旨を踏まえて少し明確化を図りたいと考えております。それが先ほどの4ページ目のコンセプトにもつながりますし、上の記述の1つ目の矢羽根のところに集約してございます。

複数の電気通信事業者によりユニバーサルサービスを提供するとの制度改正の趣旨を踏まえまして、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者は、設備改修してもなお事業採算が取れる場合には、「正当な理由」に当たらない。つまり、正常な企業努力の範囲内としてユニバーサルサービスを提供していただくとの解釈を明確化することとしてはどうかと考えております。

区域内にそういうユニバーサルサービスを提供する事業者が誰もいないという場合に、次に最終保障電気通信事業者が提供責務を負うわけですが、先ほどのコンセプトのところ

で申し上げました、「特にやむを得ない理由」の場合には、提供する義務を負わないということになります。2つ目の矢羽根ですけれども、現行の「電話のあまねく提供責務」の下でも提供できない場合と同等の範囲で「特にやむを得ない理由」を考えていってはどうかと考えております。

具体的にどういう場合かということにつきまして、青い部分で囲っております。上の2行で定性的かつ概括的に記載をしておりますが、地理的条件等の客観的な実態に照らして、最終保障電気通信事業者の努力によりユニバーサルサービスを提供させることが著しく困難または不相当と認められるような場合、としてはどうかと考えておまして、具体的に以下のような場合というのを例示をしたいと考えてございます。

すなわち、ア、イ、ウですけれども、地形の特殊性により提供が不能である場合、工事施工者の安全確保が図れない場所への提供の求めがあった場合、提供の求めがあった地域が現に人が定住していない非居住拠点のような場合、このような場合には、「特にやむを得ない理由」として最終保障提供責務を負わないという形で解釈を整理していったらどうかと考えてございます。

「特にやむを得ない理由」がなければ、最終保障提供責務を最終保障電気通信事業者が負うわけでありますが、そのサービスが始まった後、「正当な理由」があれば役務の提供を終了できると法律上してございます。それが一番右側の薄い緑のところです。法律上、「正当な理由（経営上の理由を除く。）」となっていますので、経営上の理由は、役務提供を途中で終了する理由にはなりません。

それ以外の「正当な理由」とは具体的に何かということを考えておく必要があるわけですが、これはまさにユニバーサルサービスの提供、最終保障電気通信事業者が帰責事由を負わないけれども、役務の提供を終了することがやむを得ない場合ということで、オレンジの「正当な理由」のうち緑の点線で囲った部分という形で整理をしていってはどうかと考えています。

すなわち、天変地異のような場合で、役務の提供がままならないような場合、最終保障提供責務として役務の提供を一旦開始したけれども、相手方である利用者が料金を払ってくれないような場合、大量の通信を行うことでほかの利用者に迷惑を掛けるようなことが判明したような場合、このような場合には、最終保障提供責務として提供を開始したものでも「正当な理由」があるということで、役務提供を終了することを許すという形で整理をできればと考えているところでございます。

10ページ目、11ページ目は、今申し上げたことを文字にして整理をさせていただきますので、本日、説明は割愛をさせていただきます。

12ページ目でございます。最終保障電気通信事業者は、最終保障提供責務の下で契約を結ぶ場合に、追加で契約約款に記載をする事項を定める必要がございます。

2つ目のポツでございますが、最終保障電気通信役務に関しましては、ユニバーサルサービスの提供を求める者が他の事業者からユニバーサルサービスの提供を受けることができず、言わば最後のよりどころとして提供する役務であります。したがって、どういう場合に終わるのかということについて、利用者にとって極めて重要であるということから、契約約款に記載すべき事項としては、利用者利益の保護の観点から、下のAとBを定めてはどうかと考えてございます。提供の終了に当たってどういう手続を取って終了していくのか。その前提となりますが、どういった場合に提供の終了ということが起きるのか。先ほどの「正当な理由」の内容と似通ったものになってくると考えてございますが、こういったことを最終保障電気通信事業者となる事業者には定めていただくということを制度としては求めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、13ページ目ですけれども、先ほどの4ページ目のコンセプトのところ、複数の電気通信事業者のうち、真ん中の近隣電気通信事業者が協力をする形で最終保障提供責務を履行していくという絵姿に関しまして、必要な協力ということでどういうことが考えられるのかということもある程度明確にしておいたほうが、電気通信事業者同士の協議の円滑化に資すると考えますため、これも可能な限りガイドラインのような形で明確にしていきたいと思っております。

「必要な協力」の内容につきまして、これまで私どもが関係者とお話をする中で、以下のようなケースを典型例として想定をしていきたいと考えてございます。現実にガイドラインをつくるまでの間に、関係者と引き続きコミュニケーションを続けることで、なるべく協力の具体的なイメージが湧くような形でガイドラインをつくっていきたいと考えています。

現時点で想定される協力の具体的なケース、黒い点線で囲ってございますが、先ほど4ページ目のところでも御説明を申し上げたものと重複いたしますけれども、ア、イ、ウとございます。近隣電気通信事業者の光ファイバを利用する場合には光ファイバの貸出しといったこと、局舎を利用する場合には、近隣電気通信事業者の光ファイバと相互接続する装置を設置するためのコロケーションの提供でありますとか、最後のところは、最終保障電

気通信事業者が自ら光ファイバの敷設を行う場合であっても、その敷設に必要な電柱・管路等の線路敷設基盤の貸出しといったことが協力のスタイルとしては考えられるといったことを今念頭に置いてございます。

続きまして、「必要な協力」に関しましては、最終保障電気通信事業者が近隣電気通信事業者に何らかの料金を支払うということが生じてくると想定をしてございます。最終保障提供責務の履行に要する費用、これは可能な限りコストを下げていく方向で考えていくというのは制度をつくる側としての一つの視点として持っていてございまして、それはすなわち、国民負担の低減というところにもつながってくると考えてございます。

したがって、原則として最終保障電気通信事業者が近隣電気通信事業者に幾ら支払うかということについては、原則、事業者間の協議によって決定されるものとしつつ、過大な額とならないよう、その料金の額が、実費を基本とするなど、適正な水準であるということを目指す方向で制度をつくっていきたいと考えております。

この料金の額につきましては、最終保障電気通信事業者が、最終保障提供責務を提供するために要した費用と、法律上の言葉では「提供に要する費用」に当たると考えておりまして、この「提供に要する費用」を交付金の算定に含めるという方向で検討していったらどうかと考えているところでございます。

14ページ目、協力に関するもう一つの検討事項です。法律上、近隣電気通信事業者は協議に応じなければならないということを書いておりますが、「正当な理由」がある場合には協議に応じないことを拒否することができるとしてございます。これに関して「正当な理由」の具体化を図るということを考えていきたいわけですが、2つ目のポツ、近隣電気通信事業者が最終保障電気通信事業者への協力のための具体的な協議に応じるか否かは、当該協力に関する協定または契約の成否に直接的な影響をもたらすことから、電気通信事業法における、事業者間同士の協力という意味での似たような制度であります接続応諾義務の拒否理由と同様の考え方とすることとしてはどうかと考えています。

具体的には、接続応諾義務の拒否理由を近隣電気通信事業者バージョンに書き換えてイメージすると、下の①から④かと考えてございます。例えば、その近隣電気通信事業者が行う役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがある場合には協議に応じない義務は生じないでありますとか、近隣電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるときは協議に応じない必要があるといったようなことを、具体的に正当な理由として各事業者がイメージできるように、これもガイドラインの中で可能な限り具体化を図っていったらどうかと考え

ているところでございます。

続きまして、15ページ目を御覧いただければと思います。ユニバーサルサービスを提供している中で、休止とか廃止といったことが生じる場合には、一定期間より前に利用者の方々に周知をする、あるいは周知をする一定期間前に総務大臣に届け出ていただくという仕組みでございます。これは今でも電気通信サービス一般につきまして、周知とか届出といった仕組みがございまして、その中にユニバーサルサービスに関する周知・届出というルールも現在ございます。

いつまでにといった点に関しましては、現行制度と同様にしようと考えてございまして、それが下半分、赤字で書いた部分になります。すなわち、休廃止の日から1年前までには周知を開始するという義務とともに、その周知を始める30日前までに総務大臣に周知事項等を届け出ていただくという設計をしていきたいと考えています。

総務大臣に届け出ていただく趣旨といたしましては、1つは、周知事項が利用者利益の保護の観点で必要十分かどうかというのをあらかじめ総務大臣のほうで確認をさせていただくということと、あとは、先ほど申し上げました台帳に休廃止の情報を随時アップデートしていくという仕組みになってございまして、この台帳にあらかじめ反映して、総務大臣としても国民の皆さんに台帳を通じて周知をしていくし、事業者自身も周知をしていくと、こういうふうにご利用者利益の保護の観点からこの届出という制度があるところでございます。

現行制度と異なる点は、ポイントとしては1つであります。どういった単位での休廃止に義務が生じるのかということでございます。上の枠囲みの真ん中ほどにポツが2つありますが、上の方のポツのところのポイントになりまして、現行の電気通信役務一般のルールに基づきますと、ガイドラインでの例示ではございますが、例えば都道府県未満であると周知・届出は不要として運用しているところであります。ユニバーサルサービスのための制度につきましては、今回まさに市区町村単位でつくろうとしている台帳の仕組みとリンクをしていくということと、やはり利用者利益の一層の保護を図りたいと、この2つの理由から市町村単位以上のものにつきまして周知・届出義務をお願いしたいと考えてございます。逆に言えば、このポツに書いてございましており、市町村単位未満の休廃止にとどまるものにつきましては、利用者利益の影響が比較的少ないものということで、周知・届出義務は不要と整理をしたいと考えてございます。

16ページ目は今申し上げた内容をそのまま文字にしていますので割愛をさせていただきます

まして、17ページ目は、今でもございます電気通信役務一般の届出事項を列挙しているのが右側の①から⑨でございます。今回、ユニバーサルサービスのための制度を特別に新しく条を立てて作ることにになりますが、周知あるいは届出をしていただく内容としては現行制度と同様のものを考えたいということで書いているところでございます。

続きまして、18ページ目を御覧いただければと思います。これが最後になると思います。地方における都市部より高い料金設定の禁止というのを今回新たに法改正をして入れてございます。その具体的な内容、それから例外として認められる特別な事情というのをそれぞれガイドラインなり省令で具体化していくということになるわけですが、まず具体的な内容につきまして、上の検討事項⑫のところでお説明をいたします。

今回の法改正によりまして、法律上、「地域により異なる料金の額が定められているとき」には、届出契約約款の変更命令を可能とする法改正をしてございます。その趣旨でございますが、地方部と都市部の間の料金の公平性を確保して、もって日本全国におけるユニバーサルサービスの適正かつ公平な提供を確保するためのものと位置付けでございます。こういった趣旨をまずは明確にするためにガイドラインを定めるということとしてはどうかと考えてございます。

地方部と都市部の間の料金が違うということは、個々のサービスを見てみればやはり今でもあるというのは多分事実だと思っていまして、その趣旨に反しない限りにおいて、特別な事情として例外として認めていこうというのが⑬であります。

ただ、個別具体の様々な例外というのはあると私どもとしては考えておりまして、今回、省令で書く部分とガイドラインで書く部分で役割分担をしたいと思っております。

省令におきましては、例えば定性的に異なる料金の額が定められていることに合理的な理由があつて、かつ利用者の利益の保護に支障を生ずるおそれがないというような形で概括的に書いた上で、各事業者の様々なニーズ、声をお伺いしながら、特別な事情と認められるケースについては、ガイドラインで個別具体的に例示をすることで、皆さんが困らない制度にしていければと考えているところでございます。

下の黒枠囲み、特別な事情として現在想定される具体的なケースを書いておりますけれども、例えば①ですと、いわゆる局舎の性質、局舎ごとに取り扱う回線の数に応じて基本料金に差を設けているという実態がありまして、これによって形式的には地方部と都市部の間の料金に差が生じるような場合、これは趣旨に反するものではないだろうと整理ができるかと考えております。こうした、いわゆる級局別料金につきましては、「特別な事情」

として位置付けていっていいのではないかと考えてございます。②は、通常局舎が取り扱う区域の外で利用者の設備と接続する、追加のコストがかかるような場合は基本料金を加算するという仕組みが今でもございますけれども、こういったものも例外として認めることの趣旨に照らしても差し支えないだろうということで、いわゆる区域外加算、あるいは③のような期間限定のキャンペーン料金、こういったものにつきましては、「特別な事情」として整理していった問題ないのではないかと。

例えばこのようなことで、今後、制度の施行に向けまして、ガイドライン上、整理をしていってはいかがかと考えているところでございます。

事務局からの説明は長くなりました。どこの部分からでも、全体を通じてでも構いませんので、この後意見交換をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【大谷主査】

御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの御説明について、皆様からの意見、御質問等をいただきたいと思います。御質問、御意見のある方、チャット、もしくは御発言いただくという形でもよろしいかと思います。できるだけチャットを御利用いただければと思います。特にどこかを絞り込んでということではなく全体について御意見をいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

高橋委員、お願いいたします。

【高橋主査代理】

高橋です。私は全体に対するコメントということをしたいと思います。事務局からの御提案はよくまとめられられていて、私もおおむねこの方向性でよいかなと思っております。御説明にもありましたように、やはりコスト最小化の下でこの制度を続けていかなきゃいけない。制度としてはやはり持続的なものでなきゃいけないと思うわけですね。ということでいくと、事業者、様々な役割があつて、区域内電気通信事業者だとか近隣電気通信事業者だとかというような、いろんな役割ありますけれども、その協力体制をガイドラインのほうできちんとつくって、どこかの事業者に過度な負担がかかり過ぎるというようなことがないような制度設計に持っていかれたらなと思います。

以上でございます。

【大谷主査】

こちらは御意見として承らせていただくことにしたいと思います。

岡田委員、よろしく願いします。

【岡田委員】

ありがとうございます。成城大学の岡田です。まず、最初にお尋ねしたいのは、台帳と役務提供確認システムとの関係、6ページですね。新しい御提案ということで、台帳については、事業者の負担を考え、市町村単位で、できるだけシンプルな内容でということで作られているかと思うんですが、事業者同士がいろいろ相対で確認の手続を取るときのシステムの情報は、恐らく台帳よりも詳しい粒度が必要ではないかなと思います。具体的な利用者の提供の求めに対して、システムの中で役務提供の可否を回答していくイメージになっているんですけども、恐らく区域内電気通信事業者がこのシステムにかなり粒度の細かい情報を提供しないとうまく回らないのかなと感じます。そうすると、このシステムの中には、事業者側の立場から見るとなかなか提供しづらい細かい情報が提供されないとなかなかうまく円滑にこのシステムが機能しないという面があるので、そうすると、果たして事業者だけの民民の関係でこういうシステムがうまくワークするのかと疑問を感じます。例えば、総務省が、あるいはそれ以外の第三者的な機関がこのシステムの管理・運用を行うとか、そういうことは果たして可能なのか、あるいは本当に完全に民間主体で連絡調整会議の中にこういうシステムの管理部門を設けて、これを運用していくというイメージになるのか。この辺り、どのようになるのか、この絵を見て疑問を感じているところです。

例えば、第三者機関的なものはなかなか大変ではないかと思えますし、また、連絡調整会議の中にどういうメンバーで、どういう形で運用するのか。関与する事業者、大変多くなると思われますけども、そういう中で各事業者が管理している町字単位の細かなメッシュ状の情報といったものがここでどのようにやり取りされるのか、この辺りのシステムのイメージが、これから検討されるのかもしれませんけども、読んでいて本当にうまくいくんだろうかと少し感じましたので、お尋ねしたいなと思いました。

すいません、もう一つだけですが、9ページの「特にやむを得ない理由」とか「正当な理由」を考えると、正当な理由の文言として、一番上の矢印の「ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者は設備改修してもなお事業採算が取れる場合は」とあります。文言だけの問題なんですけど、設備改修という言い方で状況を全てカバーできるかどうか。いろんな状況があり得るのかなと感じましたので、この辺はガイドラインで細かくいろんな状況を埋めていくということですので、それでもいいのかもしれないんですけども、ここは、設備じゃない部分、ソフトウェアであるとか、あるいは人員も含めてですが、いろ

んなものの出勤も必要になる事態はあり得ると思うので、文言だけの問題ですが、気になったので御質問したいなと思いました。

すいません。取りあえず以上でお願いいたします。ありがとうございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。皆さんが多分関心のある項目について御質問いただいたと思います。2点ですね。まず、台帳とそれからシステムの関係、円滑に回すための情報交換の在り方、それから、9ページのところの設備改修の考え方について事務局のほうから御回答いただければと思います。

【事務局】

事務局です。岡田委員におかれましては、御質問ありがとうございます。

まず1点目、6ページ目の役務提供確認システムの具体的なイメージに関する御質問がありました。6ページ目は、かなり理想図を私なりに描いてしまっているところがあって、つまり、役務提供確認システムというのを利用すれば各者の役務提供可否が一発で分かるような形が理想形だと思いますが、岡田先生おっしゃられたとおり、そのためには区域内電気通信事業者それぞれにその情報をシステムの中にインプットしていただく必要が出てくる。それと利用者にとどれぐらいの精度の回答ができるか、このバランスをどこに見いだしていくかということだと思います。

したがって、実際どういうふうはこのシステムをつくっていくかということについて事務局として必ずしも今予断を持って回答できるわけではないというのが正直なところでございます。

したがって、半ば個人的な見解も含みますけれども、利用者が一旦、提供の求めをして何かしら答えをもらうときに、どれぐらいの答えをもらえれば、次のプロセスに入るのか、ストレスなくサービス提供というものの世界が進んでいくのかということが、決め手ではないかと思っています。いくらでも時間をかけたら精緻な情報が返ってくるのではなくて、一旦、一次回答としてお答えするためには、区域内電気通信事業者にこれぐらいの情報を頂ければいいのではないのかといったような話を、やはり現実にビジネスの世界でできることとできないこととのバランスで連絡調整会議の中で具体化を進めていくと。そこで解を見いだしていくというのが、私は今、役務提供確認システムについて取るべきアプローチではないかなと考えております。

運営主体に関する御質問もございましたが、それとの兼ね合いで決まってくる部分もあ

のかなと思います。ここにつきましては、私ども、どうあるべきという予断を今の時点で持っているわけではないということになります。

続きまして、9ページ目の設備改修というワーディングで事足りているのかといった御質問だと思います。結局、「正常な企業努力」というのが今、現行我々が持っている解釈指針上のワードなわけですが、これをどれぐらいブレークダウンできるのか、あるいはそれであるべく提供の求めを受けたときにどういう判断基準を持てばいいのかということについて、なるべく具体化していきたいという思いです。

ですので、設備改修だけではなくて、例えば、いろんなまさに人的な努力があるのかもしれませんし、そこは事業者と今後もコミュニケーションを深め、また、先生方とも引き続き意見交換をさせていただきながら、ガイドラインをつくる過程において具体化をしていきたいと考えております。

一旦、私からの答えは以上になります。

【大谷主査】

御回答ありがとうございました。岡田委員、いかがでしょうか。

【岡田委員】

ありがとうございます。まだ今後具体的なところは詰めていくという印象を受けましたし、あと、連絡調整会議のメンバーシップについてですが、完全に民間事業者のみということを進めていくのか、あるいは第三者中立的な人の関与を検討することがあり得るのか、あるいは総務省がオブザーバーとして入るといった状況はあり得るのかとか、その辺りのことも今後の検討課題ではないかという印象を受けたんですが、現時点で何かアイデアがあれば教えていただければと思います。

【大谷主査】

今の点、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

追加の御質問ありがとうございます。この役務提供確認システムがどう仕上がるかということは、この制度が円滑に運用できるかどうかの非常に重要なポイントを占めていると思いますので、それは制度をつくる私どもとしても、何らかに関与する形での会議として立てつけていくんだらうと考えています。先生がおっしゃったようなオブザーバーといった形が今の私のファーストインプレッションであることは事実でございます。

【岡田委員】

ありがとうございます。取りあえずは私から以上です。ありがとうございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。かなり6ページのところが今の質疑応答でクリアになってきたかと思えます。

それでは、次に、長田委員、よろしくをお願いします。

【長田専門委員】

長田です。ありがとうございます。順々に準備が進んでいく中で、具体的に実際に台帳等を利用するような、そういう事態が近づいてきたときに、自治体の皆さんが、やはり御自身の自治体で今後どう住民を守っていくかということも含めて、メタルの縮退と併せていろいろ心配されているところの方々もいらっしゃると思います。やはりブロードバンドを引きたいと申出をされる方が最初にどういうことを考えるかの一つは、自治体との相談というのもあり得るかなという気もしております、個別具体的にどういうところでどういってお話が出てくるのかというのはちょっと私が分かっているわけではありませんけれども、今後こういう形で進んでいくということを、どこが対象になるかということも具体的に見えているわけではないとは思いますが、いずれにしても、自治体の皆さんにもこういう情報を提供しながら、力を合わせて、よりスムーズに一人一人、お申出をするユーザーの皆さんに寄り添うような形でこのシステムがうまく動いていけばいいなと思っていますので、総務省としてもそこは忘れずにいてほしいなと思います。

以上です。

【大谷主査】

貴重な御意見ありがとうございます。御指摘のとおりだと思います。

それでは、砂田委員もお願いいたします。

【砂田専門委員】

砂田です。私からは質問をさせていただきます。2つあります。最初の質問は、6ページのところで、先ほど岡田先生が御質問なさったのと少し関連しているんですが、仮称となっている役務提供確認システムは、以前NTT東西様が、「事業者間を調整するプラットフォーム」というような言葉でおっしゃって提案したものがベースになるのかなと思いました。そのときは、確か利用者はこのシステムを使って、自分のところで提供している事業者はどこなのかを把握できるようになるということだったと思うんですが、この6ページの図ですと、利用者はシステムではなく最終保障電気通信事業者に提供の求めを行い、そこか

ら回答を得るとなっています。システムへアクセスするのではないという理解でよろしいのかどうか。あと、役務提供の確認をしっかり行う、つまり、協力をどういうふうにできるかというのをきちっと調整するためには、岡田先生がおっしゃったように、町字単位だとか、もうちょっと細かい情報がどうしてもこのシステムには必要になってくるのではないかと私も感じております。

したがって、事業者間の調整や連絡のコストを下げるために必要な役務提供確認システムの中に入れるべきデータ、情報と、一方で利用者へ回答するために便利なシステムというか、やり方にするというのは分けて議論したほうがよいと思っていまして、私が聞き漏らしたかもしれないんですが、そこがどういう感じなのかを教えてくださいというのが1点目です。

すいません。もう1点質問なんですが、4ページのところで、この図はとても分かりやすく、ありがとうございます。私のイメージとしては、①のケースが非常に多くて、②、③は少ないのかなと思っています。具体的に実際どのぐらいあるんだろうというのが知りたいと思っていまして、本当に特別支援区域で、事業者もいなくて、でも要望はあるというようなのがどのぐらいあるのか、私にはぴんとこないで、この4ページのケースが現実には即すとどんなふうなイメージとして捉えたらいいのかを教えてください。

以上、私から質問、2点です。すいません、長くなりました。

【大谷主査】

いえいえ、非常に認識をクリアにするために必要な御質問を頂いたと思います。

それでは、事務局のほうでイメージしている内容を御披露いただけますか。

【事務局】

砂田先生、具体的な問題意識に基づいた御質問ありがとうございます。

まず、6ページ目の役務提供確認システムのイメージですけれども、先生おっしゃったとおり、本日お配りしている参考資料に追加質問への回答というのがありまして、その中でNTT東西様から事業者間連携プラットフォームについての回答のくだりがありますけれども、こちらでは確かに利用者がアクセスをするということが念頭に回答がつくられております。その後、私ども事務局として、NTT東西様含めて事業者とお話をする中で、やはり役務提供確認のための仕組みというのは、あくまで事業者間で情報を参照するという仕組みにとどめて、利用者向きインターフェースは最終保障電気通信事業者であるべきではないのかといったような流れにもなっておりますことから、一旦、6ページ目

の今回お示しする事務局の絵では、利用者はシステムに直接アクセスしないというような案でイメージ化を図っております。

ただ、当然、全体的な話ですけれども、これで決まっているわけではありません。今後ともまたいろいろな話し合いを重ねる中で、様々な選択肢、メリット、デメリットを比較しながら検討していくことなると思いますが、現在は、6ページ目にお示したような絵が検討の出発点になるのかなと考えているところでございます。

これで1点目の答えになっていますでしょうか。一旦ここで確認をさせていただきたいと思いますが。

【砂田専門委員】

ありがとうございます。

【事務局】

ありがとうございます。続きまして、4ページ目の①、②、③それぞれがどれだけ生じ得るのかということのイメージがつかみかねるという御指摘だったと思います。今の時点で具体的な数字でもってお答えするだけの材料は持ち合わせていないところでございますが、例えば①の区域内電気通信事業者がもともと業務区域とされているところで少し設備の改修等によってカバーしていくということでありまして、ここはまさにモバイルサービスを念頭に置いていますけれども、例えば今後ユニバーサルサービスに位置付けられることを念頭に、今検討しておりますモバイル網固定電話やワイヤレス固定ブロードバンド共用型がユニバーサルサービスとして位置付けられてきたときに、現在の携帯電話の基地局のサービスエリアと、モバイル網固定電話、ワイヤレス固定電話、ブロードバンドとのサービスエリアがどれぐらい重なってくるのかということは各モバイル事業者の経営判断のところも出てくると思います。例えば、それが完全に携帯電話のサービスエリアと一致するんだということだとすると、相当程度エリアカバーされてくるような印象も私としては持つところであります。

そうではなくて、つまり、モバイルサービスのエリア外であって、かつ、今、光ファイバが引かれていないところというのが②とか③の世界となってくると思っています、ただ、これを現状どれぐらいの規模感として頭に置いてこれを捉えていくべきかということについては、まさに交付金の制度設計の議論とも大きく関わってくるころだと思っております、今回は手続面を中心にアジェンダ、資料をお出ししていますけれども、次回以降、交付金制度につきましてどういうふうと考えていくべきかを議論するときには、ある

程度規模感といいますか、こういうイメージで考えているということを有識者の先生方とも共有しながら検討していければと思っていますので、今回、具体的にお答えできずに申し訳ありませんけれども、次回以降の私どもの宿題とさせていただければと考えております。

【砂田専門委員】

ありがとうございます。承知いたしました。私からは以上です。

【大谷主査】

大変有意義な質疑交換、4ページと6ページにわたってさせていただいていると承知しております。

それでは、ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

春日委員、よろしく申し上げます。

【春日専門委員】

すみません、春日です。遅れて申し訳ございません。今までの議論で多くのご意見が出たと思うんですけど、やはり5ページのところの設計についてが重要な鍵になろうかと思えます。これから議論していくということなので、一つ要望というか、気に留めておいて頂きたい点をコメントさせていただきます。いろんな事業者に5ページの台帳に情報を書きいただき、役務提供確認システムで認識した情報を前提に作業ができるため効率化が図れることは理解できますが、以前のヒアリングでお話を伺った事業者さんの中には、最初に提供すると言っておきながら、実際にやってみとうとする段階になってできないことが判明することもあるため、その場合には御容赦いただくことを御了承いただきたい、とのお話があったと記憶しています。そここのところの調整が、このシステムではどう扱われるのだろうという事が疑問に思いました。システムに入れてしまったら、自動的に提供できると判断されるんだとすると、そもそも事業者は危なそうなところはなかなか情報を入れたがらないのかなというふうな気もいたしましたし、その場合の打開策はどうするのか、このデータベースをそろえてもうまく機能するのかなというのが疑問に思いました。それはこれからの設計というところになってくるのかなという気がしますので、その辺がうまく調整できるようになるといいかなと。

それから、利用者の提供の求めと回答するまでの間があまり長くなってもいけないかなと思いますので、回答期間についても一定の目安があった方がいいかなと思いました。

以上です。

【大谷主査】

御意見をお示しいただいたと思っていますが、システムのところの入力を円滑にしているためだけの仕組みということでは、事務局のほうで補足説明していただけるようなことがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

春日先生、御質問ありがとうございます。先ほど来、役務提供確認システムのイメージについて御質問いただいておりますけれども、やはりどれぐらい提供の可否の精度を求めていくのかということだと思います。たしかこの委員会での事業者ヒアリングでも事業者からお声があったと思いますが、やはり実際にエリアとしては提供できそうかもしれないけれども、具体的に行ってみて、本当に引けるのか、あるいは電波が受信できるのかとか、そういったことを個別に確認をしないと最後まで丸はつかないのかもしれないということだとすると、やはりシステムをどれだけ精緻につくり上げるということにも一定の事実上の限界があるのではないかという議論にもなるとなっています。

それはどれぐらい制度をつくり込むことに意味があるのかという話もありますし、それと多分トレードオフだと思いますが、利用者への回答のリードタイムをどれぐらい取るべきなのかといったこと、これが利用者、それから最終保障電気通信事業者、それからその後ろで情報を提供する区域内電気通信事業者のコンセンサスラインがどこに設定できるのか。これをまさに連絡調整会議の場を通じて意識形成というか、認識の共有を図っていくということがこのポイント、このシステムの成否を決める鍵になるだろうと考えております。

今の段階でこれが一番いいということを私としては少なくとも今持っていることはありませんので、引き続きいろんな場を通じていろんな方の御意見を聞きながら答えを出していきたいと考えております。

【春日専門委員】

ありがとうございました。

【大谷主査】

ありがとうございます。事業者からのヒアリングの際、春日委員が御指摘くださったように台帳の上では提供可能なのに実際は提供不可というケースを事業者が懸念されていたと記憶しております。そうすると区域内電気通信事業者の方は、○、△、×の選択であれば、全部△の回答になってしまうんだろうなと思いながら拝見していたシートです。つきまし

では、ぜひ提供の求めをされる利用者の方にできるだけ精緻な確認結果をお伝えできるような事業者間の情報共有のプラットフォームが整うよう、この連絡調整会議が総務省さんのオブザーバー参加の下で円滑に進められることを期待したいと思います。

岡田委員、よろしく申し上げます。

【岡田委員】

ありがとうございます。少し違った箇所のことでも確認させていただきたいと思います。最初が9ページですが、「正当な理由」とか、「特にやむを得ない理由」ということで、その点についてもいろいろ今後、グレーな部分も含めてガイドライン等を通じて明らかにしていくような話もあったかと思えますけれども、気になったのは、「特にやむを得ない理由」という青いところで、ウのところ、提供の求めがあった地域が現に人が定住していない非居住拠点である場合ということですが、この点はいろんな利用実態、居住実態、いろんなパターンがあり得るだろうと思うので、特に過疎地とか、限界集落であるとか、今後の人口動態を見ていくと、この辺り、かなり流動的な判断が必要なエリアというものも今後出てくるのではないのかなということを感じます。

そういうときに、どこまでグレーな部分で最終保障電気通信事業者は応えていかなきゃいけないのかという、非常にグレーな部分が今後出てくる可能性はないのかなということはこの文言を読んで想像しました。今後の人口動態の、急速な高齢化、少子化、また地域の消滅する自治体、なんていう話もあるわけですから、今後、この辺りの解釈というのは、どこまで果たしてガイドラインでつまびらかにできるのか分からないですけども、やはり柔軟な対応が可能な、解釈が可能な余地を残しておく必要がないかを感じました。これが1点目です。

それからもう一つ、全然違う話ですが、18ページですかね。地方における都市部より高い料金設定の禁止ということなんですが、趣旨は大変よく分かるんですけども、ただ実態として通信料金というのはいろんなほかのサービスとの抱き合わせ料金になっているものが非常に多いと思うんですね。いわゆるバンドリングのような形になっているものが非常に多いと思うんです。そうすると事業者のキャンペーンというのもそういう形になっているものが非常に多いと思うんですね。そうすると、安い、高いという判断がそもそも難しいこともあるんじゃないかを感じます。

だから、この辺り、どのように料金の妥当性というものを判断していくのかというのは難しいところもあるなと少し読んでいて感じました。これ、独禁法上のいろんな事件も多々

あるわけで、このバンドリングに関わる話では、果たして不当販売に当たるのか、微妙な事件はたくさんあるわけで、この辺り、なかなか判断できないケースもあり得ないか少し懸念します。この点について現時点で何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。

以上2点です。お願いします。

【大谷主査】

様々なケースが懸念される場所ですけれども、事務局でもいろいろ思考実験されていらっしゃると思いますので、よろしいでしょうか。事務局、お願いします。

【事務局】

追加の御質問いただいた件につきまして、現時点での事務局の考えをお答えしたいと思います。

まず、9ページの「特にやむを得ない理由」のウの部分に関する非居住拠点というのをどういうふうに現実的にワークさせるように解釈、運用していくかという趣旨の御質問と受け止めましたけれども、試みといたしましては、11ページ目に文字にしている部分におきまして、非居住拠点というのはこのように解していったらどうかというチャレンジをしているのがございます。

米印の部分ですけれども、最後はどこまで行っても個別具体的な判断にならざるを得ないということはある程度前提とせざるを得ないと思っております。住民票がないなどの形式要件で判断するのではなくて、実質で見ていきたいと思います。例えば2地点居住、あるいはリモートワークの拠点としているなど、住民票は必ずしもそこにあるということではないけれども、社会生活を営む上で通信手段を確保すべき実態があるか否かというのを、非居住拠点という定義を少しかみ砕いた判断基準としてガイドライン化してはどうかと考えております。

加えて、ここはまさに電話の「あまねく提供責務」の場合と基本的に同等の範囲でいくべきだという基本的方向性になっておりますので、現実にNTT東西様が、居住する、していないというのをどういうふうに判断をして電話の「あまねく提供責務」を解釈をされているのかということも、よく意見を聞きながら、総務省として、制度を持つ側としてもこの解釈を考えていきたいと考えております。

2点目、料金のところでございます。先生に御指摘いただきましたように、バンドリングされていると、どの部分がユニバーサルサービスに対応した料金なのか実質分からなく

て、なかなか運用、難儀するんじゃないのかといったような御示唆だったと思います。異なる料金の額が定められていれば変更命令の要件となるわけですけれども、料金に関しましては、今でもありますけれども、料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていることを求めています。したがって、適正かつ明確にまず分かるような形で我々に算出方法というのが見えてなければ、それ自体がまず変更命令の要件になると考えておきまして、適正かつ明確に分かる料金の下で、異なる料金の額が定められているのかどうかというのを見ていくというのがこの制度の基本的な運用スタンスかなと考えているところであります。先生から御指摘があった、公取委でもバンドリングに関して様々多分苦慮しながらアプローチされている、こういったところも少し横目で勉強させていただきながら、この制度がうまく趣旨に沿った運用ができるように我々も引き続き勉強していきたいと考えてございます。

【大谷主査】

岡田委員、いかがでしょうか。

【岡田委員】

後者の話は難しいなあと感じます。特に費用の分類ですね、コストのうちに共通費があるので、高いか安いかわかるという判断自身が大変難しい。情報通信サービスはこういう性質を持っているサービスと感じますので、そこはいろいろ検討がまだ必要かなと思います。ただ、届出に求められる内容は、私、よく存じていませんでしたので、その辺は少しまた勉強させていただきます。

前半のほうは、米印の話というのはよく分かりました。ただ、具体的にどう書くんですかね、ガイドラインでということですが、まだよく分からないところはあります。グレーな部分に想像をめぐらすとまだいろいろあるんじゃないかと思いますが、実務的な課題はまだあるのかなと感じているところですが、今、具体的になかなか申し上げられないということですね。

どうもありがとうございました。

【大谷主査】

貴重な御質問をありがとうございました。おかげさまで何となく制度の輪郭が少しずつクリアカットになってきたような気がしております。

ほかの委員の方からも御質問、御意見、2回目でも結構ですので、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ちょっと私から些細な点を教えていただいてもいいでしょうか。7ページのところで、横浜市の例というのが、市区町村単位ということで、区域内電気通信事業者数の想定というのが電話とブロードバンドでそれぞれ出していただいているんですが、この市区町村といったときに、横浜市という単位なのか、それとも横浜市、政令指定都市ですので、区があると思うんですけれども、青葉区と中区では大分事情が違ったりすると思うので、これは政令指定都市の場合は区で考えるというイメージで合っておりますでしょうか。非常に些細な質問で申し訳ないんですが。

【事務局】

御質問ありがとうございます。政令指定都市の行政区というのは、政令指定都市であっても、そうでない市であっても、市区町村単位というのは1つの市を単位とすることを想定しております。市区町村の区というのは、東京都の特別区となります。

【大谷主査】

特別区のことですね。分かりました。横浜市だと非常に広いなと思っていたんですが、この単位であるということを確認させていただきまして、ありがとうございました。

すみません。御発言いただいている委員の方がいらっしゃるかと思えますけれども、大丈夫でいらっしゃいますか。

鎌田委員、よろしくお願ひします。

【鎌田専門委員】

鎌田です。御説明ありがとうございました。とても分かりやすく説明していただいて、おおむねこれでよろしいかと思うんですが、台帳のところでは先ほどいろいろ御質問等出ていたと思うんですけれども、システムに関しては連絡調整会議で検討ということになっているんですけれども、恐らくこの台帳とかシステムとかというのは電子的につくっていくんだとは思いますが、そういったシステムを一度つくってしまうと、結構それにとらわれて柔軟に変化できないとか、変更できないとかとなってくると、かえってコストがかかるような気がしますので、その辺り、制度を進めつつ、どういうシステムにするのかというのをあわせて考えていくというのが必要かなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

【大谷主査】

貴重な御意見をありがとうございました。複雑なシステムをつくってしまいますと、本当にシステムに縛られるということがままあるかと思ひます。

すみません、藤井委員にお呼びかけをしたので、特に大きなコメントがないということですが、時間的な余裕はございますので、御発言いただいてもよろしいでしょうか。

【藤井委員】

藤井でございます。ありがとうございます。私は特に大きなコメントはないのですが、今日の議論になっているような基礎的電気通信役務台帳や役務提供確認システム、どのくらい活用されるのかが、更新の頻度であったりとか、どのように使われるのかによって変わってくるのかなとは思っています。最終保障電気通信事業者が活躍するのは、条件不利地域で、今もNTT東西様が担っているようなところというのがまずメインになるのかと思うのですが、少し気になっているのは、やはり都心部とかでも何かマンションとかでうまくこの辺りの接続ができなくて、最終保障電気通信事業者に頼らなければならないようなことが出てくるのかどうかというのを想定する必要があるのかがまだ分からないところがあるのかとは思っています。

特に古いマンションなどで、電波の届きが悪いというようなときに、最終保障電気通信事業者による提供が発動されるようなところは総務省として想定されているのかどうかというところ、ひとつ教えていただければと思います。もしそういうところがあまりなさそうであれば、本当に条件不利地域のところでうまく運用できるようにシステムや運用をしっかりと作り込めば良いのかなとも思いましたので、その辺り、想定がありましたら教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【大谷主査】

事務局、よろしく申し上げます。

【事務局】

藤井先生、御質問ありがとうございます。私ども事務局がいつも絵を描くときは何となく未整備地域みたいなのを念頭に書いてしまうのでこういう御質問をいただくんだと思うんですが、当然制度ですので、あらゆるケースを柔軟に想定しながらつくっていかねばいけないということだと思っています。

先生とコミュニケーション取らせていただくたびに、高層マンションとか、あるいは古いマンションでの課題というのをいつも頂戴していますので、これを必ず頭の片隅に置いて、事業者とコミュニケーションする中で、最終保障提供責務という仕組みの中に、それを念頭に置いた制度を引き続き私の中で考えていきたいと考えております。

【藤井委員】

ありがとうございます。私の杞憂で終われば一番良いかなと思っていまして、都市部は、ほとんどこんなケアしなくても、皆さん本当にブロードバンドも固定電話も使えるという世界ができてくれば非常に良いと思うんですが、どこでどういう人が取り残されるのかというところが、今、まだちょっと見えてないところがありますので、そういうところをうまくケアできるように進めてもらえるとうれしいと思っています。

以上でございます。ありがとうございます。

【大谷主査】

貴重なコメントいただきまして、ありがとうございました。

それでは、一通り、委員の皆様には御発言いただいたと思いますけれども、おおむね何か大きな異論があるということではなく、事務局の御説明については、これからガイドラインをまとめていく上での考慮点、そういったことを御指摘いただいているのかなと思っております。

本日いただいた貴重なコメントの数々、事務局でのこれからの整理に活かしていただけるものと思います。

それでは、議論、出尽くしたということで、ほかに御意見、御質問がないようでしたら、本日の議論につきましてはここまでとさせていただきます。

それでは、次回の会合のスケジュールについて事務局からの御説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。本日もありがとうございました。

次回会合につきましては、後日、事務局から御連絡申し上げます。よろしく願いいたします。

【大谷主査】

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、第44回電気通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会を終了させていただきます。

本日もありがとうございました。